

令和元年 7 月 5 日

厚生労働省 御中

認可外（事業所内・病院内）保育施設への支援に関する提言

一般社団法人 全国保育連盟

理事長 古川 浩一郎



1. 認可・認可外を問わず格差のない処遇改善補助を

「企業主導型保育事業」の支援制度を活用した施設には、処遇改善補助が充当され、一部の「認可外保育施設」にも、一定の支援がなされはじめたところではありますが、「新制度における補助を受ける施設」および「企業主導型の認定を受けた施設」以外の「認可外保育施設」を運営する事業主体は、同等程度の支援を受けることができず、保育人員の確保のための給与改善費を自前で捻出しなければならず、事業そのものの継続が危ぶまれる状態となっています。

数年来の保育士不足による、保育事業全容の困窮原因のひとつとして、「認可＞認可外の給与格差」があり、また、「企業主導型保育事業」の支援制度を活用した施設への処遇改善補助が充当されことで、さらなる人員流出が起こり、その恩恵を受けない「認可外保育施設」は、人材の安定確保のために、給与条件の過当競争に陥り、保育の継続性、安全な保育環境の悪化を招き、利用者の利益も損なうという、国の本来の目的とは逆行する現象が各地域で起こっている状況にあります。

国の施策の本来目的を援けるために「認可・認可外問わず格差のない処遇改善補助」を提言致します。

2. 「企業主導型保育事業」の認定・支援範囲拡張を

事業主拠出金を財源とした「企業主導型保育事業」への支援が進んでいますが、この制度は「新規開設」並びに「既存施設からの増員受入れ分」にのみ適用されるため、新たな受入れ枠を設けた事業主体のみが恩恵を受ける形となっており、「企業主導型」導入以前から、地域のみならず国の保育需給の安定に多大な貢献を果たし、設置運営を維持してきた、新たな受け入れ枠を設けられないその他の「認可外保育施設（事業所内・病院内）」は、その支援を受けられないという状況となっています。

厚生労働省の発表にもあるとおり「認可外保育施設」は、全国に 6500 ヶ所超が（その内、事業所内 4700 ヶ所超、内、病院内 2800 ヶ所超）現在も運営されており、入所者数は全国に 15 万 8000 人という統計もあり、「認可外保育施設（事業所内・病院内）」は、地域のみならず国の保育需給の安定の一翼を担っていると言えるはずです。その構成主体である「病院内保育施設」を有する多くの病院は、地域の医療や経済、生活インフラそのものを支える存在となっていますが、本業以外での収益事業は認められず、費用や代替地等を新たに創出し、「新制度」や「企業主導型保育事業」の認定を受けるために「施設改修」や「新規開設」並びに「既存施設からの増員」を果たすことは現実的に困難な場合が過半を占めています。また、全国の医療法人病院の 4 割弱が赤字※となっている背景もあり、中には、これまでは「労働局助成金」を受給し、なんとか運営を継続してきた施設も、受給期間満了となった場合、新たな資金面での支援が見込まれず、施設存続そのものが危ぶまれるという、行き場のない状況が生まれつつあります。（※厚生労働省「平成 28 年度病院経営管理指標」より。療養型・精神科は除く）

特に「企業主導型保育事業」は事業主拠出金を財源とした、多様な事業主体に対応した保育支援が主旨であることもあり、そういった従前から設置運営を維持してきた事業者も、拠出という視点では、まさに一翼を担っており、「新制度」や「企業主導型」導入以前から、地域のみならず国の保育需給の安定に多大な貢献を果たし、設置運営を維持してきた、新たな受け入れ枠を設けられないその他の「認可外保育施設（事業所内・病院内）」も、同等程度の支援の恩恵を公平に受ける対象であるべきと考えます。

本制度の適用の無い、従前からの保育施設への支援範囲拡張を提言致します。